

2026年度③

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第1条に、「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と定められている。そして、この規定に続く第2条第1項に、「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」と定められている。

同法第22条の5第1項本文には、「何人も、外国人〔中略〕から、政治活動に関する寄附を受けてはならない」と定められており、同法第26条の2第3号には、「第22条の5第1項〔中略〕の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)」を「3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する」と定められている。実際に処罰されると、同法第28条第1項または第2項の規定に基づき、所定の期間は「公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」ということになる。なお、政治資金規正法の規定の引用にあたり算用数字を使用しているのは、縦書きの原文の漢数字を変換している。

現行法の規定により外国人からの政治献金が全面的に禁止されていることについては、外国人にも保障されてよい種類の政治活動の自由を間接的に制約しており、これ自体として過剰な制約であるという趣旨の見解がある。もっとも、政治資金規正法第1条や第2条第1項の「国民」に含まれていない者からの政治献金は、いくら少額でも国民主権の原理に基づく「民主政治の健全な発達」を阻害することになるから許容される余地がないという趣旨の見解もある。はたまた、国会が同法の規

定を改正して、外国人からの政治献金を解禁することも可能であるという趣旨の見解もある。

生まれも育ちも日本国内の外国人Xが、もっぱら日本国籍を有しないことのみにより、まったく政治献金をすることができないのは、日本国憲法第21条第1項違反の人権侵害であると主張しているとする。参考とすべき判例に言及しながら、この主張の当否について論じなさい。

II 憲法7条7号は、栄典の授与を天皇の国事行為の1つとして規定している。1955年、内閣は、戦前の法令である褒章条例（明治14年太政官布告第63号）を政令によって改正し、新しい種類の褒章を設け、1963年以降、年2回の叙勲をするようになった。2003年11月3日以降、勲等は廃止され、叙勲は勲章の授与を意味している。

褒章条例の憲法上の問題点について論じなさい。ただし、平等原則については論じなくてよい。